

2024年度 病院看護職退職調査票 記載の留意点

- * 調査締め切りは、2025年4月14日（月）です。郵送・メール添付等でご返送ください。
- * 調査内容の確認のため、調査票の記載担当者様にお問い合わせさせていただくことがあります。ご了承ください。
- * 今年度も「専門性の高い看護師」についての調査を行います。ご面倒ですがよろしくお願いいたします。

*** 看護職採用・需要状況調査票に、「2025年4月1日採用の応募状況」項目が追加されています。**

I. 2024年度 病院看護職退職調査票（調査票 2024-1-①～③）

1. 施設等について

①該当する地区および病床数に○をする。介護医療院を併設している場合はその病床数を記載する（再掲）

2. 就業者について

- 1) 病院で採用している人数を採用免許種別に記載する（2024年4月1日現在と2025年3月31日現在の就業者数を記入）
- 2) 短時間正職員数は、対象期間中の実人数を記載する。入退職等個々の期間は問わない
- 3) 対象期間中に退職した看護職について、下記を参考に別紙回答用紙（2024-1-②常勤用、2023-1-③常勤以外用）に記載する

①定年退職や身分変更等であっても、同施設で雇用が継続される場合は退職者に入れない

②退職月は、個々の退職者の退職月を記載する 例) 7月退職→「7」

③免許種別は、個々の退職者の免許種別欄に「1」を記載する

④年代は、25歳未満「1」、25～29歳「2」、30歳代「3」、40歳代「4」、50歳代「5」、60歳代「6」、70歳代以上「7」を記載する

⑤在職年数は、当該病院に在職していた年数に「1」を記載する。在職1年以内および2年以内は、新卒者（免許取得後1年以内および2年以内）と既卒者を区別して該当する欄に「1」を入れる

⑥退職後の動向は、該当する欄に「1」、わからない場合は「不明」を選択する。死亡の場合は記載不要だが⑦退職理由の「その他」を選択し、備考欄に理由を記載する

⑦退職理由が複数ある場合は、上位2つを選び、それぞれに「1」を入れる。該当する項目がない場合は「その他」を選択し、「その他の理由」欄にその理由を簡潔に記載する

⑧退職理由が「死亡」の場合も「その他」を選択し「その他の理由」欄にその旨、記載する。その際の退職後の動向は未記入で良い

3. 定年退職者について

①2024年度中に定年退職となった人数を、職種および雇用形態別に記載する

②定年退職者の中で、その後、継続して雇用されている人数を記載する（人数は、2025年4月1日付け再雇用者を含む）

4. 新卒看護職退職者について

①2024年度中に採用した新卒看護職のうち、退職に至った人数を職種別に記載する（調査票 2024-1-②③の1年以内新卒の記載人数と同数となる）

②新卒退職者の中で、京都府内卒業者について記載する（再掲）

II. 看護職採用・需要状況調査票（調査票 2024-2）

1. 2024年度の採用状況

1) 2024年度の新卒看護職の採用について

①採用数を職種・雇用形態・教育背景別に記載する。「その他」欄は大学院卒や看護師国家試験不合格で准看護師として採用した際などにその旨記載する

- ②京都市内卒業者数を職種別に記載する（再掲）
- 2) 2024年度の既卒看護職の採用について
 - ①採用数を職種・雇用形態別に記載する。
 - ②市内からの採用、有料紹介事業所からの採用数それぞれ職種別に再掲する

2. 2025年度の需要状況について（※追加項目有）

1) 2025年4月1日採用の応募状況について

- ①応募の有無についてどちらかに○をし、応募がある場合は職種・雇用形態別に人数を記載する
- ②2025年4月1日採用に対する応募総数であり、時期は問わない
- ③書類選考も含む
- ④把握されている人数の記載で可
- ⑤原則、施設ごとに記載。ただし、法人において施設ごとの応募数が不明の場合は、全応募数×自施設の配置数／法人全体の採用数で按分した数値で記入

2) 2025年4月1日の採用について

- ①採用の有無についてどちらかに○をし、採用がある場合は職種・雇用形態別に人数を記載する

3) 2025年4月1日現在の不足について

- ①不足の有無について、どちらかに○をし、不足がある場合は職種・雇用形態別に人数を記載する

Ⅲ. 「専門性の高い看護師」調査票（調査票 2024- 3-①②）

1. 認定看護師、専門看護師、特定行為研修修了看護師について、2025年4月1日の状況について回答する

- 1) 認定看護師の分野については、A課程・B課程ごとに人数を記載する
- 2) 特定行為研修修了看護師の特定行為区分については、区分ごとの受講終了者数を記載する

言葉の定義

「新卒看護職」 免許取得後1年以内の看護職であり、初めて看護業務に就く者

「定年退職者」 各施設で決められた、一定の年齢に達したことを理由に雇用契約が終了した者

「常勤雇用者」 雇用者と雇用期間の定めがない雇用契約を結んだ職員

「常勤以外の雇用者」 パート、非常勤、契約、嘱託、派遣職員等

「短時間勤務正職員」 常勤雇用者で、所定労働時間より短い労働時間勤務の職員。パート、アルバイト、臨時職員を除く

その他

- ①調査票（PDF・excel）は、京都府看護協会のホームページに掲載しています。できるだけメールでのご回答をお願いいたします。（mail:kyoto@nurse-center.net）
- ②記載漏れについて電話、メール等で担当者様にご連絡させていただく場合がありますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

※お手数をおかけいたしますが、記載項目に漏れや不備等がないか最後に再度確認をお願いいたします。

【ご不明な点は下記にお問い合わせください】

京都府ナースセンター

担当：矢田 貴子(京都府看護協会常任理事)

FAX：075-222-0528

e-mail:kyoto@nurse-center.net